

「新潟空港海外研修・交流団体旅行促進補助事業」のご案内

～遠隔地利用に対する新規支援（ソウル線・台北線のみ）～

新潟県では、新潟空港の利用拡大を図るため、旅行会社が新潟空港を利用して海外研修・交流団体旅行を実施する場合の費用の一部を助成する事業を行っています。

このたび、新潟空港の利用圏域の拡大のため、試行的に遠隔地からの一部の国際線の利用に対して、予算の範囲内で補助金を追加で交付します。

1 主な変更点

新潟空港から概ね 70 キロ以遠の地域から、新潟空港国際定期航空路線を往復利用する旅行に対し、送客一人あたり 2,000 円を追加して助成します。

（申請 1 件につき 100,000 円（50 名）を上限。ただし、修学旅行の場合は 400,000 円（200 名）を上限）

2 遠隔地利用助成対象となる条件

「新潟空港海外研修・交流団体旅行促進補助事業要綱」に記載の条件に加えて次のいずれの条件も満たすもの

- (1) 新潟空港から概ね 70 キロ以遠の地域からの出発

※対象地域は別紙を参照のこと。

※申請書に遠隔地からの旅行参加者の人数を記載すること。また、参加者名及び参加者の居住地（市町村名のみ）を記載した書類を添付すること（任意様式）。なお、居住地の確認のため、証拠書類の提示を求める場合もあります。

- (2) 出発日が平成 28 年 10 月 30 日以降であり、平成 29 年 3 月 31 日までに完了する旅行であること

- (3) 新潟空港発着のソウル線、台北線の国際定期航空路線を利用した往復利用の旅行であること

3 申請等

- (1) 申請〆切：平成 29 年 1 月 31 日（火）

※書類の作成方法、助成対象の可否等について不明な場合、事前にお問い合わせください。

※上記募集期間については、申請状況や予算執行状況を勘案の上、変更になる可能性があります。

- (2) 申請先：新潟県交通政策局空港課 空港振興担当

〒950-8570 新潟市中央区新光町 4 番地 1

電話：025-280-5471 FAX：025-284-5042

○参考（補助金申請などにあたってのQ & A）

- ・新潟空港から70キロ以遠とはどこの地域を指しますか？

旅行者の居住地（市町村）から新潟空港までの距離を指します。対象地域としては長岡市、柏崎市、小千谷市、十日町市、村上市、糸魚川市、妙高市、上越市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村の他、県外市町村が対象となります。助成対象地域については別紙でご確認ください。

なお、対象地域が不明な場合は、補助金申請の前に御相談ください。

- ・同一グループの中に新潟空港から70キロに満たない参加者と70キロ以遠の参加者が混在しています。その場合の助成対象範囲はどうなりますか？

助成対象は新潟空港から概ね70キロ以遠にある市町村に居住されている方のみとなります。同一グループであっても70キロに満たない地域の方は助成対象外となります。

申請の際は申請書に遠隔地からの旅行者の人数を必ず明記してください。

- ・片道のみ利用は対象になりますか？

往復利用のみが助成対象です。ただし、既存の新潟空港海外研修・交流団体旅行促進補助事業では片道利用も助成対象となりますので、例えば70キロ以遠からソウル線を片道のみ利用した場合、既存の助成制度である一人あたり1,500円の助成が可能ですが、往復利用ではないため遠隔地助成は使えません。

別紙

※助成対象となる地域(新潟空港から概ね70キロ以遠の自治体)

